

1. 施設の名称等

施設名称	長崎県立諫早技能会館
所在地	諫早市宇都町22-76

事業所管	産業労働部	雇用労働政策課
課(室)長名	井内 真人	

総合計画上の位置づけ	基本戦略	6	産業を支える人材を育て、活かす
	施策	(1)	キャリア教育の指針と企業人材の育成
	事業群	(2)	企業が求める人材の育成

2. 施設の概要

設置年月日	昭和49年4月15日
設置法令等	長崎県技能会館条例(昭和48年10月8日長崎県条例第60号)
設置目的	技能労働者の研修等の場として、職業訓練をはじめ、技能の向上と福祉の増進に役立てる目的で設置された。
利用対象者等	主な利用対象者：技能労働者、その他地域住民 開館時間：午前9時～午後9時、休館日：12月29日～1月3日
施設内容	敷地面積：2,227.89㎡、建築面積：461.06㎡、延べ床面積：915㎡ 事務室、会議室2、実習室、教室3、講堂

施設の利用料金体系

〔技能会館使用料〕

施設別\使用時間の区分	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)
会議室	760円	970円	1,410円	1,750円	2,200円	2,510円
実習室	1,410円	2,200円	3,170円	4,060円	4,830円	5,050円
講堂	大 150㎡以上	1,860円	2,510円	3,610円	4,500円	5,500円
	小 150㎡未満	1,410円	1,860円	2,730円	3,400円	4,170円
教室	大 51㎡以上	870円	1,200円	1,750円	2,070円	2,630円
	小 51㎡未満	760円	970円	1,410円	1,750円	2,200円
附帯設備	この会館に類似する公の施設又は他の公共団体の施設の使用料等を考慮して規則で定める金額					

備考

- 1 使用時間を1時間以上超過して使用した場合は、超過した時間を含む使用時間の区分の使用料を加算する。
- 2 国若しくは地方公共団体が使用する場合は技能労働者の養成及び技能の向上並びに福祉の増進のために使用する場合を除き、この表に定める使用料の50パーセント増とする。
- 3 使用者が入場料を徴収する場合の使用料は、この表に定める使用料の50パーセント増とする。
- 4 前2号の場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

長崎県立技能会館使用料の減額免除取扱基準

使用者	使用目的及び減免基準	使用目的	減免基準
国又は地方公共団体		非常災害発生に伴う緊急避難救護活動、国体等極めて公益性の高い事業等	免除
長崎県雇用労働政策課(長崎・佐世保高等技術専門学校を含む。)		公務全般	
長崎県又は(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構		(1)技能労働者の養成及び技能の向上並びに福祉の増進を図るための事業 (2)上記以外の一般行政事務(会議、説明会、講習会等)	5割減額
認定職業訓練団体、委託訓練受託者、長崎県職業能力開発協会及び長崎県技能士会連合会		(1)職業能力開発促進法に基づく職業訓練の実施(入校、修了式含む) (2)定款、規約で定める会議及び技能労働者の資質向上の講習会 (3)長崎県職業能力開発協会が行う技能検定試験及び技能評価試験	
市町		一般行政事務	
認定職業訓練団体会員及び長崎県職業能力開発協会会員並びに長崎県技能士会連合会会員の事業所		関係事業所が行う従業員の教育訓練のための研修会、講習会	2割減額
職業訓練生		技能、教養向上のための研修会、講習会及びクラブ活動	

※ この表で減免とする使用料には附帯設備を含まない(免除の場合を除く)。

類似施設の設置状況

【施設名】北海道立職業能力開発支援センター

- 利用者数 63,990名(令和元年度実績)
- 指定管理者制度導入 平成18年4月1日～
- 管理運営負担金 5,066千円
- 利用料金収入 16,760千円

【利用料金表】

区分	定員	午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
第1研修室 58.89㎡	20人	2,900円	3,870円	3,870円	10,110円
第2研修室 58.89㎡	20人	1,980円	2,630円	2,630円	6,880円
第3研修室 58.89㎡	60人	4,030円	5,390円	5,390円	14,070円
研修室1	20人	1,520円	2,040円	2,040円	5,320円
研修室2	30人	2,510円	3,350円	3,350円	8,750円
実習室 58.89㎡	100人	19,350円	25,790円	25,790円	67,390円
実習室1	40人	8,970円	11,970円	11,970円	31,270円
実習室2	60人	10,380円	13,820円	13,820円	36,120円

区 分 (単位：千円)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (計画)
	国 庫				
財 源 その他 (使用料)	2,264	1,977	1,980	2,238	2,037
一般財源	1,074	1,338	663	1,652	1,443
事業費<A>	3,338	3,315	2,643	3,890	3,480
内 訳 管理運営負担金	2,643	2,643	2,643	2,661	2,692
その他 (賃借料等)	695	672	0	1,229	788
人件費	1,206	1,206	1,195	1,193	1,196
合計<C=A+B>	4,544	4,521	3,838	5,083	4,676
単位あたりコスト	4	4	3	4	4

(説明) 「当事業による利用1回当たりの運営費用」= C ÷ (施設の利用回数)

3. 指定管理者の概要

指定管理者の名称等	<<所在地>> 諫早市宇都町22-76 <<名称>> 職業訓練法人 長崎県中央職業訓練協会 <<代表者氏名>> 理事長 竹田 近久			
指定期間	平成30年4月1日～令和3年3月31日			
業 務	①会館の使用の承認に関する事 ②会館及びその附属設備の使用料等に関する事 ③会館の施設、附属設備及び備品の維持管理及び修繕に関する事 ④会館の管理運営に要した経費の支払いに関する事 ⑤技能労働者への情報提供に関する事			
利用料金制	導入済	■未導入	選定方法	■公募 非公募

4. 成果指標の達成状況及び管理運営に要した経費等の収支状況

成果指標の達成状況	① 諫早技能会館の利用者数		(目標値の根拠)		<令和2年度実施における変更点>		
	②		直近3年間の利用者数の平均				
実 績		平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (計画)	
①	a 目標値	人	17,995	16,899	16,559	16,826	
	b 実績値	人	17,892	15,994	16,594	16,670	
	c 達成率(b/a)	%	99	94	100	99	
②	a 目標値						
	b 実績値						
	c 達成率(b/a)	%					
③	a 目標値						
	b 実績値						
	c 達成率(b/a)	%					
指定管理者の収支状況	事業計画 (R1) (千円) 実績-計画		平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (計画)
利用料金		0					
県負担金	2,661	0	2,643	2,643	2,643	2,661	2,692
その他		60	74	74	82	60	
収入計(a)	2,661	60	2,717	2,717	2,725	2,721	2,692
支出(b)	2,661	60	2,717	2,717	2,725	2,721	2,692
うち人件費	816	0	720	720	816	816	816
収支(a-b)	0	0	0	0	0	0	0
配置職員数 (人)	常勤 1 非常勤 1	常勤 0 非常勤 0	常勤 1 非常勤 1	常勤 1 非常勤 1	常勤 1 非常勤 1	常勤 1 非常勤 1	常勤 1 非常勤 1

※この収支は指定管理者が行う管理運営にかかるものであり、この他に県が直接負担したのものとしては、「2 施設の概要」欄の「県予算」の「その他」がある

5. 令和元年度事業の実施状況・実績の検証

	計 画	実 績
管理運営の状況	<指定管理者実施分> ①会館の使用承認に関する業務 ②使用料の徴収及び県への納付 ③会館の維持管理及び修繕 ④利用者増加に向けた取組 <県実施分> ①会館の利用促進のためのPR活動	<指定管理者実施分> ①使用承認は適正に実施された。 ②使用料は適正に徴収され、遅滞なく県に納付された。 ③適正な体制で維持管理等を実施した。 ④利用団体に対する継続的な利用の呼びかけなどにより、利用者数の増加が図られた。 <県実施分> ①県ウェブサイト、広報誌等での利用に関する広報を行った。
	指定管理者制度の導入効果を踏まえた施設の設置目的の達成状況の総合評価	
(説明) ※管理運営の状況や収支の状況の検証結果、成果指標の達成状況等を踏まえて記載 ○使用の承認、使用料の徴収等、会館の管理運営は適正に実施されている。 ○利用者数は微増であったが、目標を概ね達成することができた。また、使用料収入も増加し、前年度比113%であった。 ○全体利用者数に対する技能関係者の割合(82%)は高く、技能会館の使用目的に沿った利用が図られている。		

6. 令和2年度事業の実施にあたり見直した内容

内 容
○団体等への訪問時やイベント開催時等にチラシを配布するなどのPR活動を実施し、利用の促進に努める。 ○令和2年度末で指定管理期間が終了することから、選定手続きと並行して今後の施設のあり方を検討していく。

7. 令和2年度事業の評価

指定管理者の行う管理運営等に関する評価	視 点	評 価	施設の在り方についての評価	視 点	評 価
	・施設の設置目的にあった管理運営が行われているか。	a		必要性	・県民ニーズに照らして、事業の必要性が薄れていないか。
・住民の公平かつ平等な利用の確保が行われているか。	a	・事業を取りまく環境、経済情勢などの変化に適応しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> a. 適応している <input type="checkbox"/> b. 一部適応していない <input type="checkbox"/> c. 適応していない		
・利用者に質の高いサービスの提供が行われているか。	a	・市町または民間に移管・移譲することが適当(可能)ではないか。	<input type="checkbox"/> a. 適当(可能)でない <input checked="" type="checkbox"/> b. 一部適当(可能)でない <input type="checkbox"/> c. 適当(可能)である		
・施設・設備の維持管理は適切に行われているか。	a	効率性	・県の負担や業務量に見合った活動結果が得られているか。		<input checked="" type="checkbox"/> a. 得られている <input type="checkbox"/> b. 一部得られている <input type="checkbox"/> c. 得られていない
・収入の確保に向けた取り組みが行われているか。	—		・指定管理者制度以外で、同一の県負担や業務量でより大きな活動結果が得られる手法に代えられないか。		<input checked="" type="checkbox"/> a. 代えられない <input type="checkbox"/> b. 一部代えられない <input type="checkbox"/> c. 代えられる
・経費節減に向けた取り組みが行われているか。	a	有効性	・指定管理者制度は、施設の設置目的の達成に十分寄与する手法となっているか。		<input checked="" type="checkbox"/> a. なっている <input type="checkbox"/> b. 一部なっていない <input type="checkbox"/> c. なっていない
(その他の観点)			・事業効果をさらに上げる余地はないか。	<input checked="" type="checkbox"/> a. 余地はない <input checked="" type="checkbox"/> b. 一部余地がある <input type="checkbox"/> c. 余地がある	
(その他の観点)					

※評価区分 (a : 行われている、b : 一部行われていない、c : 行われていない)

8. 令和3年度事業の実施に向けた方向性

区 分	現状維持	■ 改善	移管	廃止
(説明 : 令和3年度事業の実施に向けた方向性の理由・見直しの内容) ○利用者数、使用料収入ともに増加し、全体利用者者に占める技能関係者の割合も高く、設置目的に合致した利用形態が図られている。 ○令和2年度末で指定管理期間が終了するが、稼働率や今後の維持管理コストが課題となっているため、今後の施設のあり方について指定管理者、関係機関等と検討していく。				